

# 桜花学園大学 学 則

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 桜花学園大学（以下「本学」という。）は、教育基本法、学校教育法及び建学の精神に基づき、学校法人桜花学園の設置目的である信念ある女性を育成することを基本目的として、広く知識を授け、高い教養と専門的能力、豊かな人間性をおねそなえた優れた人材を育成するとともに、保育学部にあつては教育学・保育学にかかわる学芸、学芸学部にあつては人文・社会科学の諸分野にかかわる学芸を教授研究し、深く真理を探求して新たな知見を創造し、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的とする。

2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的、その他の教育研究の目的については別に定める。

## 第 2 章 自己評価等

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 大学評価に関する事項は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の組織については、別に定める。

## 第 3 章 学部・学科、収容定員及び修業年限

(学部・学科及び収容定員)

第4条 本学において設置する学部・学科及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
保育学部	保育学科	145人	5人	590人
学芸学部	英語学科	80人	5人	330人

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学学部の修業年限は、4年とする。

ただし、8年をこえて在籍することはできない。

## 第 4 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

ただし、必要に応じ学長は休業日を臨時に変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(3) 春季休業 3月21日から4月7日まで

(4) 夏季休業 7月11日から9月10日まで

(5) 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

(6) 桜花学園創立記念日 6月10日

2 前項各号に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

## 第5章 入学、編入学、再入学、休学、復学、転学部・転学科、 留学、退学、除籍及び復籍

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、原則として、学年の始めとする。

(入学志願者の資格)

第10条 本学に入学志願できる者は、女子であって、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 高等学校を卒業した者又は卒業見込みの者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課題と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) その他相当の年齢に達し、大学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の志願手続)

第11条 入学志願者は、本学所定の入学志願書に入学検定料及び次の各号に掲げる書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(1) 第10条に該当することを証明する書類又は修了見込みを証明する書類

(2) 出身高等学校長もしくはこれに類する者の作成した調査書

(入学者の選考)

第12条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者を決定する。

2 入学選考の期日及び方法については、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第13条 合格した者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書及び住民票に入学金を添えて提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。

3 学長は、正当な理由がなく前項に規定する手続をしない者に対しては、入学の許可を取消することができる。

(保証人)

第14条 保証人は、入学に係る一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

2 本人もしくは保証人の身分の変動又は住所の変更等があった場合は、ただちに届け出なければならない。

(編入学)

第15条 次の各号の一に該当する者で本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は3年次に入学を許可することができる。

(1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(2) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在籍し、62単位以上を修得した者

(3) 学校教育法第132条に規定する文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校専門課程を修了した者

(4) 外国の大学において2年以上在籍し、62単位以上を修得した者又は大学を卒業した者

2 前項の規定により、入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い等については、別に定める。

(再入学)

第16条 本学を一度退学した者が再入学を願い出た時は、審査の上、学長は相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により、再入学を許可された者の在籍中の修得単位は、これを認める。

(休学)

第17条 疾病又はやむを得ない理由により、引続き3ヶ月以上学修することのできない者は、休学願を提出し、その許可を得て、休学することができる。休学期間は、通算して4年を超えることはできない。また、3年次編入者の休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

2 病気を理由とする休学願は医師の診断書を、その他の理由による休学願には保証人連署による理由書を添付しなければならない。

- 3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、さらに1年以内の期間に限り休学を許可することができる。
- 4 休学の期間は、第5条のただし書きの在籍年数には、算入しない。
- 5 休学期間中は、授業料等の徴収はしない。

(復学)

第18条 休学期間満了の者又は休学期間中においてもその理由が消滅した者は、復学願を提出し、学長にその許可を得て、復学することができる。

- 2 病気が治癒したことを理由とする復学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学部・転学科)

第19条 転学部・転学科を希望する者は、審査の上、教授会の議を経て学長が許可することがある。

- 2 転学部・転学科に関しての必要な事項は、別に定める。

(留学)

第20条 本学に1年以上在学した者が、外国の大学またはこれに相当する高等教育機関への留学を願い出た場合、教育上有益と認められるときは、次の条件で許可することがある。

- (1) 留学期間は、原則として半年又は1年とし、2年を限度とする。
- (2) 第5条の修業年限に算入することのできる期間は、1年以内とする。
- 3 留学に関する規程は、別に定める。

(退学)

第21条 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 病気を理由とする退学願には医師の診断書を、その他の理由による退学願には保証人連署による理由書を添付しなければならない。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍することができる。

- (1) 第5条に定める在籍年限をこえた者
- (2) 第17条第3項に定める休学期間をこえて、なお修学できない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促しても、なお納付しない者
- (5) 在学中に死亡した者
- (6) 休学期間の合計が4年を超えた者
- (7) 3年次編入者で休学期間の合計が2年を超えた者

(復籍)

第23条 「除籍」となっている者のうち、次の場合にあつては、直近の教授会の議を経て、

「復籍」することができる。

- (1) 長期間にわたる行方不明により除籍された者が、復籍を願い出た場合
- (2) 授業料等未納により除籍された者が、未納授業料等を納入し、復籍を願い出た場合

## 第 6 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第24条 授業科目は、保育学部においては基礎教育科目及び専門教育科目とし、学芸学部においては総合教養科目及び専門科目とする。

ただし、資格を得ようとする学生のために当該課程及び自由科目を設けることができる。

- 2 授業科目の種類及び単位数等は、別表第1のとおりとする。

(履修登録)

第25条 学生は、毎学年度の当初に、当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(授業時間)

第26条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第27条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とすることができる。

- (2) 演習科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とすることができる。

- (3) 実験、実習及び実技科目については、45時間の授業をもって1単位とする。

ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とすることができる。

- (4) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目の単位については、学修の成果を考慮して、本学において定める単位とする。

## 第 7 章 資格取得の課程

### (教職課程)

第28条 教育職員免許状の所要資格を得ようとする学生のために、教職課程を置く。

- 2 前項の資格を得ようとする学生は、教育職員免許法並びに同法施行規則の定めるところに従い、教科及び教職に関する科目を履修し、必要単位を修得しなければならない。
- 3 前項の授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。
- 4 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学部名	学科名	免許状の種類	免許教科
保育学部	保育学科	幼稚園教諭1種免許状	
		小学校教諭1種免許状	
学芸学部	英語学科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	英語

### (保育士課程)

第29条 保育士資格を得ようとする学生のために、保育学部に保育士養成所指定基準に定める教育課程を置く。

- 2 前項の資格を得ようとする学生は、児童福祉法並びに同法施行規則の定めるところに従い、その授業科目を履修し、必要単位を修得しなければならない。
- 3 前項の授業科目及び単位数は、別表第3のとおりとする。

## 第 8 章 卒業等

### (単位の授与)

第30条 一授業科目の課程を修了した者に対しては、試験の上、所定の単位を与える。

ただし、第27条第2項については試験によらず学修の成果を評価し、単位を与えることができる。

### (成績の評価)

第31条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5段階とし、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

- 2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成 績	評 価
100 - 90 点	秀
89 - 80 点	優
79 - 70 点	良
69 - 60 点	可
59 - 0 点	不可

### (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、所定の単位を与えることができる。

2 前項の規定により、本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、60単位を超えないものとする。

ただし、保育士養成にかかわる授業科目についての単位認定は、第34条に定める入学前の単位認定を含めて30単位を超えない範囲とする。

3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合においても準用することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、所定の単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

ただし、保育士養成にかかわる授業科目についての単位認定は、第34条に定める入学前の単位認定を含めて30単位を超えない範囲とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 入学前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む)において履修した授業科目の単位を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、所定の単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数は、60単位を超えないものとする。

ただし、保育士養成にかかわる授業科目についての単位認定は、30単位を超えない範囲とする。

(卒業)

第35条 学生は、本学に所定の期間在学し、卒業に必要な124単位以上を修得し、学部の定める卒業要件資格を得た者に、学部長は学部教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定された者に、卒業証書・学位記を授与する。

(学位の授与)

第36条 前条の卒業者には、次の区分に従い学位を授与する。

保育学部	保育学科	学士(保育学)
学芸学部	英語学科	学士(英語)

## 第9章 賞罰

(表彰)

第37条 学長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第38条 学長は、教育上必要と認める学生に懲戒を行うことができる。

2 懲戒の種類は訓告、停学及び退学とする。

- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 正当な理由がなく出席常でない者
  - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第10章 入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費等

(納付金)

- 第39条 入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費等の額は、別表第4のとおりとする。
- 2 授業料等納付金は、前期（納付期間4月）及び後期（納付期間10月）に分けて納付しなければならない。
  - 3 授業料等の納付手続等については、別に定める。
  - 4 既納の授業料等納付金は、原則として返還しない。

## 第11章 教職員組織

(教職員組織)

- 第40条 本学に学長、学監、教授、准教授、助教、助手及び事務職員、技術職員並びにその他必要な職員を置く。
- 2 教職員に関する規程は、別に定める。

## 第12章 大学評議会及び学部教授会

(大学評議会)

- 第41条 大学の運営に関する重要事項を審議するため大学評議会を置く。
- 2 大学評議会は、学長、学監、研究科長、学部長、学生部長、教務部長、図書館長、各学部の教授2名の大学評議員をもって組織する。
  - 3 大学評議会は、学長が招集し、議長となる。

(大学評議会の審議事項)

- 第42条 大学評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 学則及び重要な学内規程の制定改廃に関する事項
  - (2) 予算概算の方針に関する事項
  - (3) 学部・学科の設置及び廃止に関する事項
  - (4) 教員人事の方針に関する事項
  - (5) 学生の学生生活ならびに賞罰に関する事項
  - (6) 学生の定員に関する事項
  - (7) 学部及び学内諸機関の連絡調整に関する事項
  - (8) 自己点検・評価の方針に関する事項
  - (9) その他本学の運営に関する重要な事項
- 2 本条に定めるもののほか、大学評議会に関し必要な事項は別に定める。

(学部教授会)

- 第43条 本学は、保育学部、学芸学部、それぞれ学部教授会を置く。
- 2 学部教授会は、当該学部の専任の教授、准教授及び助教をもって組織する。



3 学部教授会は学部長が招集し、議長となる。

(学部教授会の審議事項)

第44条 学部教授会は、学部にかかわる次の事項について審議する。

- (1) 教育課程及び授業に関する事項
- (2) 学生の成績評価に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、卒業その他身分に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 学生の学生生活に関する事項
- (6) 教員の選考及び資格審査に関する事項
- (7) 学部運営に関連する諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (8) 自己点検・評価の方針に関する事項
- (9) その他学部の運営に関し、教授会が必要と認めた事項

2 教授会の運営に関して必要な事項は、学部において定める。

### 第13章 研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第45条 本学で特定課題について指導を受けようとする者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて当該学部の教授会の議を経て学長が研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第46条 本学の特定授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて教授会の議を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 外国人で大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

### 第14章 公開講座

(公開講座)

第48条 社会人の教養を高め文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

### 第15章 付属施設等

(付属施設等)

第49条 本学に教育研究の施設等を置くことができる。

2 教育研究の施設等に関することは、別に定める。

## 第 16 章 雑 則

(委 任)

第50条 この学則を施行するために必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1. この学則は、教育課程の変更により改正し、平成26年4月1日から施行する。

(別表第1)

保育学部 保育学科

区分	授業科目名	単位			備考
		必修	選択	自由	
基礎 教育 科目	哲学		2		必修8単位を含み30単位以上を修得のこと。
	文学		2		
	心理学		2		
	法学		2		
	社会学		2		
	芸術学		2		
	人間と歴史		2		
	地域社会論		2		
	現代社会と女性	2			
	日本国憲法		2		
	社会調査法		2		
	総合英語Ⅰ	1			
	総合英語Ⅰ	1			
	総合英語Ⅱ	1			
	総合英語Ⅱ	1			
	英語コミュニケーションⅠA		1		
	英語コミュニケーションⅠB		1		
	英語コミュニケーションⅡA		1		
	英語コミュニケーションⅡB		1		
	フランス語A		1		
	フランス語B		1		
	ハンゲルⅠA		1		
	ハンゲルⅠB		1		
	ハンゲルⅡA		1		
	ハンゲルⅡB		1		
	中国語ⅠA		1		
	中国語ⅠB		1		
	中国語ⅡA		1		
中国語ⅡB		1			
ポルトガル語A		1			
ポルトガル語B		1			
パソコン演習Ⅰ		2			
パソコン演習Ⅱ		2			
スポーツ		1			
スポーツ健康論		2			
基礎演習	2				
他学部開放指定科目		8			
専門 教育 科目	発達心理学Ⅰ	2			必修36単位を含み94単位以上を修得のこと。
	発達心理学Ⅱ		2		
	発達心理学Ⅲ		2		
	臨床心理学	2			
	脳神経科学		2		
	発達障害の理解		2		
	障害児の発達理解Ⅰ(総論)	2			
	障害児の発達理解Ⅱ(各論)		2		
	環境の科学		2		
	生命の科学		2		
	情報社会論		2		
	異文化理解と教育		2		
	レクリエーション		2		
	福祉スポーツ		2		
	教育行政	2			
	生涯学習	2			
	家庭の教育		2		
	家庭支援論	2			
	家族福祉		2		
	地域福祉		2		
社会福祉Ⅰ	2				
社会福祉Ⅱ		2			
児童家庭福祉Ⅰ	2				
児童家庭福祉Ⅱ		2			
現代社会と企業		2			
NGO・NPO論		2			
女性と労働		2			

区分	授業科目名	単位			備考
		必修	選択	自由	
専門教育科目	教育原理	2			必修38単位を含み94単位以上を修得のこと。
	保育原理	2			
	保育学特講		2		
	社会的養護Ⅰ		2		
	教育心理学		2		
	保育者論		2		
	教育職論		2		
	教育課程論	2			
	保育課程論		2		
	教育の方法	2			
	国語科教育法		2		
	社会科教育法		2		
	算数科教育法		2		
	理科教育法		2		
	生活科教育法		2		
	音楽科教育法		2		
	図画工作科教育法		2		
	家庭科教育法		2		
	体育科教育法		2		
	児童英語教育法		2		
	道徳の指導法		2		
	特別活動の指導法		2		
	生徒・進路指導論		2		
	保育内容総論	2			
	保育内容指導法「生活と健康」		2		
	保育内容指導法「生活と協同」		2		
	保育内容指導法「生活と言葉」		2		
	保育内容指導法「生活と認識」		2		
	保育内容指導法「生活と表現Ⅰ」		2		
	保育内容指導法「生活と表現Ⅱ」		2		
	障害児保育		2		
	乳児保育Ⅰ		2		
	乳児保育Ⅱ		2		
	社会的養護内容		2		
	特別支援教育論		2		
	国語		2		
	社会		2		
	算数		2		
	理科		2		
	生活		2		
	音楽Ⅰ		2		
	音楽Ⅱ		2		
	音楽Ⅲ		2		
児童文化		2			
図画工作		2			
家庭		2			
体育		2			
子どもの保健ⅠA		2			
子どもの保健ⅠB		2			
子どもの保健Ⅱ		2			
子どもの食と栄養Ⅰ		2			
子どもの食と栄養Ⅱ		2			
相談援助		2			
保育相談支援		2			
教育相談		2			
教育実習Ⅰ		1			
教育実習Ⅱ		1			
教育実習Ⅲ		3			
教育実習指導Ⅰ		1			
教育実習指導Ⅱ		1			
教育実習指導Ⅲ		1			
教職実践演習(幼・小)		2			
保育実践演習		2			
保育実習Ⅰ(保育所)		2			
保育実習Ⅰ(施設)		2			
保育実習Ⅱ(保育所)		2			
保育実習Ⅲ(施設)		2			
保育実習指導Ⅰ		2			
保育実習指導Ⅱ		1			
保育実習指導Ⅲ		1			
海外幼児教育インターンシップ		2			
総合演習Ⅰ		2			
総合演習Ⅱ		2			
卒業研究		6			

区分	授業科目名	単位			備 考
		必修	選択	自由	
総合 教養 科目	Sports		1		必修8単位、選択必修4単位を 含み30単位以上修得のこと。 ただし、他学部開放指定科目 から8単位まで充当できる。
	スポーツ健康論		2		
	コンピュータ I a		1		
	コンピュータ II a		1		
	Computer b		1		
	文化人類学		2		
	地域社会論		2		
	東海地方の歴史と風土		2		
	国際ボランティア論		2		
	NGO・NPO論		2		
	ビジネス概論		2		
	中部の産業と経済		2		
	Introduction to Economics		2		
	労働と社会		2		
	日本国憲法		2		
	哲学		2		
	心理学		2		
	教育心理学		2		
	教育相談		2		
	Academic Skills I		1		
	Academic Skills II		1		
	Life Design I		1		
	Life Design II		1		
	日本語表現 I		1		
	日本語表現 II		1		
	日本語表現 III		1		
	日本語表現 IV		1		
	中国語基礎			1	第2外国語の内1言語4単位を 選択必修とする。
	中国語リスニング&スピーキング I			1	
	中国語リーディング&ライティング I			1	
	中国語リスニング&スピーキング II			1	
	中国語リーディング&ライティング II			1	
	中国語コミュニケーション I			1	
	中国語コミュニケーション II			1	
	韓国語基礎			1	
	韓国語リスニング&スピーキング I			1	
韓国語リーディング&ライティング I			1		
韓国語リスニング&スピーキング II			1		
韓国語リーディング&ライティング II			1		
韓国語コミュニケーション I			1		
韓国語コミュニケーション II			1		
スペイン語 I			1		
スペイン語 II			1		
スペイン語 III			1		
スペイン語 IV			1		
他学部開放指定科目			8		

区分	授業科目名	単位			備 考	
		必修	選択	自由		
専 門 科 目	英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 分 野	English Presentation I	1		専門科目については、必修44単位を含み94単位以上修得のこと。	
		English Presentation II	1			
		English Presentation III	1			
		English Presentation IV	1			
		Communicative English I	1			
		Communicative English II	1			
		Communicative English III	1			
		Communicative English IV	1			
		Global Issues I	1			
		Global Issues II	1			
		Academic Reading I	1			
		Academic Reading II	1			
		Academic Reading III	1			
		Academic Reading IV	1			
		Academic Listening I	1			
		Academic Listening II	1			
		Academic Listening III	1			
		Academic Listening IV	1			
		Extensive Reading I	1			
		Extensive Reading II	1			
		Extensive Reading III	1			
		Extensive Reading IV	1			
		Academic Writing I	1			
		Academic Writing II	1			
		Academic Writing III	1			
		Academic Writing IV	1			
		Tourism English I		1		
		Tourism English II		1		
		English for Children I		1		
		English for Children II		1		
		Media English I		1		
		Media English II		1		
		Business English I		1		
		Business English II		1		
		Interpretation I		1		
		Interpretation II		1		
Translation Skills I		1				
Translation Skills II		1				
English for Certification I		1				
English for Certification II		1				
English for Certification III		1				
English for Certification IV		1				
English for Certification V		1				
English for Certification VI		1				
Overseas Studies I	4					
Overseas Studies II		4				
Overseas Internship		2				

区分	授業科目名	単位			備 考	
		必修	選択	自由		
専 門 科 目	国際・地域研究分野	Cross-Cultural Studies I	2		この分野から8単位以上修得のこと。	
		Cross-Cultural Studies II	2			
		Modern Cultural Anthropology		2		
		American Studies I		2		
		American Studies II		2		
		British Studies I		2		
		British Studies II		2		
		Oceanian Studies		2		
		Asian Studies		2		
		Middle Eastern Studies		2		
		Japanese Studies		2		
		Comparative Cultural Studies		2		
		International Relations I		2		
		International Relations II		2		
		中国社会と文化 I		2		
		中国社会と文化 II		2		
		韓国社会と文化 I		2		
	韓国社会と文化 II		2			
	ビジネスコミュニケーション分野	現代経済学		2		
		Global Economy		2		
		Management		2		
		Marketing		2		
		Global Business		2		
		企業研究 I		2		
		企業研究 II		2		
		観光学概論		2		
		観光ホスピタリティー		2		
		旅行地誌 I (国内)		2		
		旅行地誌 II (外国)		2		
		観光マーケティング		2		
		観光とサブカルチャー		2		
		旅行ビジネス演習		2		
		Airline business		2		
	フィールドワーク		2			
	国内インターンシップ		2			
	文学・言語学・教育分野	イギリス文学概論		2		
		アメリカ文学概論		2		
		American Literature I		2		
		American Literature II		2		
		British Literature I		2		
		British Literature II		2		
		European Literature		2		
		English Phonetics I	2			
English Phonetics II		2				
English Linguistics I			2			
English Linguistics II			2			
Sociolinguistics			2			
Theory of English Structure I			2			
Theory of English Structure II			2			
Applied Linguistics			2			
TESOL			2			
Methods in Teaching Preschool English			2			
Methods in Teaching Elementary School English			2			
英語科教育法 I			1			
英語科教育法 II			1			
英語科教育法 III		1				
英語科教育法 IV		1				
卒業論文・セミナー	Seminar I	1				
	Seminar II	1				
	Seminar III	1				
	Seminar IV	1				
	Graduation Research	4				

資格取得に関する課程（自由科目）

区分	授業科目名	単位			備 考
		必修	選択	自由	
自由科目	教職入門			2	
	教育原理			2	
	道徳教育の指導法			2	
	生徒・進路指導論			2	
	教育方法・技術論			2	
	特別活動の指導法			2	
	教育行政			2	
	教育実習指導			1	
	教育実習Ⅰ			4	
	教育実習Ⅱ			2	
	教職実践演習（中・高）			2	



(別表第3)

・保育学部 保育学科  
保育士資格に関する科目

区分	授 業 科 目 名	単 位		備 考
		必修	選択	
教養科目	現代社会と女性	2		
	パソコン演習Ⅰ	2		
	基礎演習	2		
	総合英語ⅠA	1		
	総合英語ⅡB	1		
	スポーツ健康論	2		
	スポーツ	1		
専門科目	保育原理	2		
	教育原理	2		
	児童家庭福祉Ⅰ	2		
	社会福祉Ⅰ	2		
	相談援助	2		
	社会的養護Ⅰ	2		
	保育者論	2		
	発達心理学Ⅰ	2		
	発達心理学Ⅱ	2		
	子どもの保健ⅠA	2		
	子どもの保健ⅠB	2		
	子どもの保健Ⅱ	2		
	子どもの食と栄養Ⅰ	2		
	家庭支援論	2		
	保育課程論	2		
	保育内容総論	2		
	保育内容指導法「生活と健康」	1		
	保育内容指導法「生活と協同」	1		
	保育内容指導法「生活と言葉」	1		
	保育内容指導法「生活と認識」	2		
	保育内容指導法「生活と表現Ⅰ」	2		
	乳児保育Ⅰ	2		
	障害児保育	2		
	社会的養護内容	2		
	保育相談支援	2		
	音楽Ⅰ	2		
	図画工作	2		
	体育	2		
	児童文化	2		
保育実習Ⅰ（保育所）	2			
保育実習Ⅰ（施設）	2			
保育実習指導Ⅰ	2			
保育実践演習	2			
科目	社会福祉Ⅱ		2	この分野から9単位以上修得のこと ただし、保育実習Ⅱ（保育所）・保育実習指導Ⅱと保育実習Ⅲ（施設）・保育実習指導Ⅲは、いずれかを選択必修とする
	児童家庭福祉Ⅱ		2	
	発達心理学Ⅲ		2	
	臨床心理学	2		
	発達障害の理解		2	
	家族福祉		2	
	子どもの食と栄養Ⅱ		2	
	保育内容指導法「生活と健康」	1		
	保育内容指導法「生活と協同」	1		
	保育内容指導法「生活と言葉」	1		
	保育内容指導法「生活と表現Ⅱ」		2	
	乳児保育Ⅱ		2	
	国語		2	
	音楽Ⅱ		2	
	保育実習Ⅱ（保育所）		2	
	保育実習Ⅲ（施設）		2	
目	保育実習指導Ⅱ		1	
	保育実習指導Ⅲ		1	

(別表第4)

保育学部・学芸学部

(単位：円)

費 目	納 付 金 額	備 考
入 学 検 定 料	35,000	
入 学 金	240,000	
授 業 料	685,000	年 額
教 育 充 実 費	392,000	年 額
演 習 教 材 費	40,000	年 額

- (注) 1. 社会人入学制度によって入学した者の授業料及び教育充実費については、上表の半額とする。  
2. 外国人留学生入学制度によって入学した者の入学金、授業料、教育充実費及び演習教材費については、上表の半額とする。  
3. 同学園から入学した者の入学金は、上表の半額とする。  
4. 3年次編入学生の入学金は、上表の半額とする。  
ただし、同学園及び外国の提携大学からの編入学生の入学金は、免除する。  
5. 修業年限を超えた者の授業料等納付金については、別に定める。